電化住宅向け Q シフトプラン (主契約料金条件)

2023年9月1日実施



# Qシフトプラン目次

Ι	本 則	1
1.	<b>1.</b> 適用	1
2	2. 契約種別	1
3	3. 適用範囲	1
4		
	6. 料金	
	7. 基本料金割引	
	·· = 干   = 1.0 /	
	1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	
	2. 燃料費調整額	
	6. /m:(17 名则正以	
別表	表 1 (四国電力送配電株式会社管内)	6
	· · · · - · · - · · - · · · · · · · · ·	

### I 本 則

#### 1. 適用

(1) このQシフトプラン料金条件(以下「この料金条件」といいます。)は、次の地域 に適用いたします。

徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)

#### 2. 契約種別

この料金条件の契約種別は、「Qシフトプラン」といたします。

# 3. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、電気式給湯器(電気温水器、エコキュートなど)の運転時間調整または蓄電池の充放電時間調整をお客さまにて対応できる場合 に適用いたします。

なお、下記の要件を満たす需要といたします。

- イ 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が 10 キロボルトアンペア以下であること。
- ロ 1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

#### 4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式 交流単相 3 線式

標準電圧 100V および 200V

標準周波数 60 ヘルツ

#### 5. 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量として設備申請されている値(電気工事業者にて 送配電事業者へ申請されている値または既存契約の値)といたします。

ただし、実際の使用電力が前述の設備容量を超えた場合は、その超過電力に合わせて 見直しさせていただきます。

#### 6. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と し、当該地域のみなし電気事業者が公表している燃料費調整単価をお客さま電気使用 量に応じて加算または減算いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次の通りといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

円税込

基本料金 ~10kW まで	3,500 円	
基本料金割引き	-2,200 円 を調整いただいた場合	
給湯器または蓄電池の充放電時間を調整いただいた場合		

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 (昼夜時間帯別の価格差はありません)

円税込

|--|

#### 7. 基本料金割引

次のいずれかの機器について運転時間変更が確認できた場合に適用いたします。 運転時間は、本プラン供給開始に合わせて当社から指定させていただきますが、時期 により再変更をお願いする場合があります。

運転時間変更が確認できない場合は、割引を解除させていただきます。

電気式給湯器 (電気温水器、エコキュート)

運転時間を当社が指定する時間にシフト頂いた場合に適用いたします。

[例 通常23時以降に運転 ⇒ 11時から運転]

#### 蓄電池

充放電時間を当社が指定する時間にシフト頂いた場合に適用いたします。

例 充電時間 23 時以降の設定 ⇒ 11 時からの設定 放電時間 18 時以降の在宅時間に設定

## 別表

#### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単 価等を定める告示により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
  - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
  - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 カ月の使用電力量に(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可 能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端 数は切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ法」といいます。)第十七条第一項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客さまの事業所が再エネ法第十七条第五項または第 六項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ にかかわらず、イ によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再エネ法第十七条第三項に規定する政令で定める割合として再エネ法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は1 円とし、その端数は切り捨てます。

#### 2. 燃料費調整額

- (1) 燃料費調整額の算定
  - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨 五入します。

平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

- A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、 1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

なお、基準燃料価格 X は、別表 1 に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価= (X 平均燃料価格) × 下記ホの基準単価 / 1,000
- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価= (平均燃料価格 X) × 下記ホの基準単価 / 1,000

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間

「計量期間」とは、一般送配電会社の託送約款等に定める計量期間または検針期間

#### ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該月の常時供給電力および予備電力、自家発補給電力の それぞれの使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して次の 算式により算定される金額とします。

燃料費調整額 = 使用電力量×燃料費調整単価

## ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、この料金条件の 別表1に定めるものとします。

# 別表1 (四国電力送配電株式会社管内)

# 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
	α	0.0875
係数	β	0.0770
	γ	1.1770
基準燃料価格	X	80,000 円
基準単価	最低料金のあるプラン	1.694 円
	(11kWh まで)	1.094 円
	1kWh につき	0.154 円

上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。